

四半期報告書

平成20年6月第1四半期

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成20年6月30日〕

トヨタ自動車株式会社

E 0 2 1 4 4

平成20年 6 月第 1 四半期 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年 8 月 7 日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【四半期連結財務諸表】	20
2 【その他】	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	31

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月7日

【四半期会計期間】 平成20年6月第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 渡辺捷昭

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町1番地

【電話番号】 <0565>28-2121

【事務連絡者氏名】 経理部主計室長 船崎清久

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番18号

【電話番号】 <03>3817-7111

【事務連絡者氏名】 広報部企業広報室長 宮武伸次

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

会計期間	平成20年6月 第1四半期連結累計(会計)期間		平成20年3月期	
	自	平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自	平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)		6,215,130		26,289,240
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)		453,054		2,437,222
四半期(当期)純利益 (百万円)		353,659		1,717,879
純資産額 (百万円)		12,253,038		11,869,527
総資産額 (百万円)		34,185,561		32,458,320
1株当たり純資産額 (円)		3,890.71		3,768.97
基本1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)		112.30		540.65
希薄化後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)		112.28		540.44
自己資本比率 (%)		35.8		36.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		932,765		2,981,624
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		1,014,056		3,874,886
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		313,128		706,189
現金及び現金同等物 四半期末(期末)残高 (百万円)		1,908,606		1,628,547
従業員数 (人)		323,650		316,121

- (注) 1 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 3 売上高は消費税等を含みません。

2 【事業の内容】

四半期連結財務諸表提出会社（以下、当社という。）は、米国会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成しており、関係会社の範囲についても米国会計基準の定義に基づいています。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様です。

当社および当社の関係会社においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っています。

当第1四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	323,650 [91,319]
---------	-------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社および連結子会社（以下、トヨタという。）からトヨタ外への出向者を除き、トヨタ外からトヨタへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2 臨時従業員には、期間従業員、パートタイマーおよび派遣社員が含まれています。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	71,536 [17,218]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

2 臨時従業員には、期間従業員、パートタイマーおよび派遣社員が含まれています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
自動車事業	日本	1,252,936 台
	北米	325,634
	欧州	168,095
	アジア	262,388
	その他	128,138
	計	2,137,191
その他の事業	住宅事業	902 戸

(注) 1 「自動車事業」における生産実績は、車両（新車）生産台数を示しています。

2 「自動車事業」における「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカからなります。

(2) 受注状況

当社および連結製造子会社は、国内販売店、海外販売店等からの受注状況、最近の販売実績および販売見込等の情報を基礎として、見込生産を行っています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
		数量	金額(百万円)
自動車事業	車両	2,186,523 台	4,867,054
	海外生産用部品	—	90,780
	部品	—	438,979
	その他	—	318,928
	計	—	5,715,741
金融事業	—	—	356,287
その他の事業	住宅事業	916 戸	27,297
	情報通信事業	—	14,797
	その他	—	101,008
	計	—	143,102
合計	—	—	6,215,130

- (注) 1 主要な相手先別の販売実績については、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、主要な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合の記載を省略しています。
- 2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
- 3 「自動車事業」における「車両」の数量は、車両（新車）販売台数を示しています。
- 4 金額は外部顧客に対する売上高を示しています。

前述の当第1四半期連結会計期間における「自動車事業」の販売数量を、仕向地別に示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
		数量	金額(百万円)
自動車事業	日本	512,874 台	
	北米	728,679	
	欧州	300,998	
	アジア	262,279	
	その他	381,693	
	計	2,186,523	

- (注) 1 上記仕向地別販売数量は、車両（新車）販売台数を示しています。
- 2 「自動車事業」における「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東ほかからなります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における日本、海外を合わせた自動車の連結販売台数は、218万6千台と、前年同四半期連結会計期間に比べて2万4千台（1.1%）の増加となりました。日本での販売台数については、51万2千台と、前年同四半期連結会計期間に比べて1万2千台（2.4%）の増加となりました。一方、海外においても、アジアおよびその他の地域で販売が拡大したことにより、167万4千台と、前年同四半期連結会計期間に比べて1万2千台（0.7%）の増加となりました。

当第1四半期連結会計期間の業績については、売上高は6兆2,151億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて3,075億円（4.7%）の減収となり、営業利益は4,125億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて2,629億円（38.9%）の減益となりました。営業利益の増減要因については、増益要因として、営業面の努力が300億円ありました。一方、減益要因として、為替変動の影響が2,000億円、原価改善の努力が100億円、諸経費の増加ほか829億円ありました。また、税金等調整前四半期純利益は4,530億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて2,860億円（38.7%）の減益、四半期純利益は3,536億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,379億円（28.1%）の減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

自動車事業

売上高は5兆7,209億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて2,934億円（4.9%）の減収となり、営業利益は3,323億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて2,898億円（46.6%）の減益となりました。営業利益の減益は、生産および販売台数の増加による効果があったものの、為替変動の影響および諸経費の増加ほかによるものです。

金融事業

売上高は3,631億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて155億円（4.1%）の減収となりましたが、営業利益は791億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて308億円（63.9%）の増益となりました。営業利益の増益は、販売金融子会社において、米国財務会計基準書第133号（第138号等による修正を含む）に基づく金利スワップ取引などの時価評価による評価益が増加したことなどによるものです。

その他の事業

売上高は2,882億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて48億円（1.6%）の減収となり、営業利益は29億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて12億円（29.1%）の減益となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

日本

売上高は3兆6,608億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて21億円（0.1%）の減収となり、営業利益は2,171億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,795億円（45.2%）の減益となりました。営業利益の減益は、生産および輸出台数の増加などによる効果があったものの、為替変動の影響および諸経費の増加ほかによるものです。

北米

売上高は2兆911億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて4,198億円（16.7%）の減収となり、営業利益は691億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて911億円（56.8%）の減益となりました。営業利益の減益は、米国の販売金融子会社において、米国財務会計基準書第133号（第138号等による修正を含む）に基づく金利スワップ取引などの時価評価による評価益が増加したことなどによる影響があったものの、生産および販売台数が減少したことなどによるものです。

欧州

売上高は9,162億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて1,028億円（10.1%）の減収となり、営業利益は203億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて182億円（47.3%）の減益となりました。営業利益の減益は、生産および販売台数が減少したことなどによるものです。

アジア

売上高は7,983億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて782億円（10.9%）の増収となり、営業利益は693億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて197億円（39.9%）の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数が増加したことなどによるものです。

その他の地域（中南米、オセアニア、アフリカ）

売上高は6,287億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて690億円（12.3%）の増収となり、営業利益は445億円と、前年同四半期連結会計期間に比べて59億円（15.2%）の増益となりました。営業利益の増益は、生産および販売台数が増加したことなどによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況については、営業活動からのキャッシュ・フローは、四半期純利益が3,536億円となったことなどから、差引9,327億円の資金の増加となりました。また、投資活動からのキャッシュ・フローは、金融債権の増加2兆3,269億円などにより、差引1兆140億円の資金の減少となりました。財務活動からのキャッシュ・フローは、長期借入債務の増加6,568億円などにより、差引3,131億円の資金の増加となりました。これらの増減に加え、為替換算差額を合わせますと、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、1兆9,086億円と、前連結会計年度末に比べて2,801億円（17.2%）増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は、2,342億円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載されている当連結会計年度におけるトヨタの設備の新設等に係る投資予定金額（総額）1,400,000百万円について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,447,997,492	3,447,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所(東京、名古屋、大阪は市場第1部)	—
計	3,447,997,492	3,447,997,492	—	—

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第1回新株予約権証券（平成14年6月26日決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	3,481個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	348,100株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者の退任・定年退職・転籍・死亡における本新株予約権の行使については以下のとおりとします。</p> <p>退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月に限り、行使することができるものとします。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役就任する場合には、退任にあたらぬものとします。</p> <p>死亡の場合 本新株予約権の行使はできないものとします。</p> <p>2 上記1に定める以外の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

< 第2回新株予約権証券（平成15年6月26日決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	7,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第3回新株予約権証券（平成16年6月23日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	10,387個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,038,700株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りではありません。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

< 第4回新株予約権証券（平成17年6月23日決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	16,160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,616,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終了後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要します。 3 新株予約権の相続はこれを認めません。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行しています。

< 第5回新株予約権証券（平成18年6月23日決議分） >

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	31,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員であることを要します。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。 4 新株予約権の相続はこれを認めません。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

＜第6回新株予約権証券（平成19年6月22日決議分）＞

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	32,640個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,264,000株
新株予約権の行使時の払込金額	7,278円
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成27年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 7,278円 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとします。 2 新株予約権者は、当社第103回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要します。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効します。 4 新株予約権の相続はこれを認めません。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	3,447,997	—	397,049	—	416,970

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しています。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注)1	普通株式 338,798,100	—	—
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 3,106,806,300	31,068,063	—
単元未満株式	普通株式 2,393,092	—	—
発行済株式総数	3,447,997,492	—	—
総株主の議決権	—	31,067,470	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式298,717,600株と相互保有株式40,080,500株です。

2 「完全議決権株式(その他)」には、実質株主名簿に記載されていない(株)証券保管振替機構名義の株式59,100株(議決権591個)および名義人以外から株券喪失登録のある株式が200株(議決権2個)含まれています。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) (自己株式)	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	298,717,600	—	298,717,600	8.66
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号	35,314,200	—	35,314,200	1.02
豊田合成(株)	愛知県西春日井郡春日町 落合長畑1番地	1,658,900	—	1,658,900	0.05
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	1,211,500	—	1,211,500	0.04
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100	—	473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300	—	334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600	—	294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里11番地3	222,400	—	222,400	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300	—	201,300	0.01
トリニティ工業(株)	愛知県豊田市柿本町一丁目 9番地	145,400	—	145,400	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根 10番地	100,100	—	100,100	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700	—	71,700	0.00
ネッツトヨタ西日本(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700	—	12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200	—	10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000	—	10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900	—	9,900	0.00
名古屋ダイハツ(株)	愛知県名古屋市中区千代田 三丁目2番5号	8,000	—	8,000	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡一丁目 65番地	2,000	—	2,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200	—	200	0.00
計	—	338,798,100	—	338,798,100	9.83

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	5,420	5,590	5,710
最低(円)	4,800	5,000	5,000

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場です。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定を適用し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法、即ち、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて作成しています。

また、四半期連結財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期末 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	1,908,606	1,628,547
定期預金	133,660	134,773
有価証券	547,979	542,210
受取手形及び売掛金 ＜貸倒引当金控除後＞	1,873,294	2,040,233
金融債権＜純額＞	4,684,988	4,301,142
未収入金	505,750	523,533
たな卸資産	2,065,832	1,825,716
繰延税金資産	609,423	563,220
前払費用及びその他	610,013	526,853
流動資産合計	12,939,545	12,086,227
長期金融債権＜純額＞	6,624,176	5,974,756
投資及びその他の資産		
有価証券及びその他の 投資有価証券	3,460,754	3,429,238
関連会社に対する投資 及びその他の資産	2,102,108	2,098,556
従業員に対する 長期貸付金	71,920	70,776
その他	960,652	986,765
投資及びその他の資産合計	6,595,434	6,585,335
有形固定資産		
土地	1,268,414	1,262,034
建物	3,668,105	3,580,607
機械装置	9,543,096	9,270,650
賃貸用車両及び器具	3,085,655	2,922,325
建設仮勘定	351,555	360,620
小計	17,916,825	17,396,236
減価償却累計額＜控除＞	△ 9,890,419	△ 9,584,234
有形固定資産合計	8,026,406	7,812,002
資産合計	34,185,561	32,458,320

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
短期借入債務	4,357,704	3,552,721
1年以内に返済予定の 長期借入債務	2,843,502	2,675,431
支払手形及び買掛金	2,111,522	2,212,773
未払金	750,748	806,514
未払費用	1,791,034	1,606,964
未払法人税等	224,546	305,592
その他	901,140	780,747
流動負債合計	12,980,196	11,940,742
固定負債		
長期借入債務	6,248,293	5,981,931
未払退職・年金費用	625,992	632,297
繰延税金負債	1,162,377	1,099,006
その他	246,830	278,150
固定負債合計	8,283,492	7,991,384
負債合計	21,263,688	19,932,126
少数株主持分		
少数株主持分	668,835	656,667
資本の部		
資本金	397,050	397,050
発行可能株式総数： 平成20年6月30日および 平成20年3月31日現在 10,000,000,000株		
発行済株式総数： 平成20年6月30日および 平成20年3月31日現在 3,447,997,492株		
資本剰余金	498,460	497,569
利益剰余金	12,526,013	12,408,550
その他の包括利益・ 損失(△)累計額	23,876	△ 241,205
自己株式	△ 1,192,361	△ 1,192,437
自己株式数： 平成20年6月30日現在 298,692,780株 平成20年3月31日現在 298,717,640株		
資本合計	12,253,038	11,869,527
契約債務及び偶発債務		
負債、少数株主持分 及び資本合計	34,185,561	32,458,320

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (平成20年6月30日に 終了した3ヶ月間)
売上高	
商品・製品売上高	5,858,843
金融収益	356,287
売上高合計	6,215,130
売上原価並びに販売費及び 一般管理費	
売上原価	4,989,767
金融費用	184,316
販売費及び一般管理費	628,456
売上原価並びに販売費及び 一般管理費合計	5,802,539
営業利益	412,591
その他の収益・費用(△)	
受取利息及び受取配当金	41,912
支払利息	△ 14,353
為替差益<純額>	13,985
その他<純額>	△ 1,081
その他の収益・費用(△)合計	40,463
税金等調整前四半期純利益	453,054
法人税等	174,666
少数株主持分損益及び 持分法投資損益前四半期純利益	278,388
少数株主持分損益	△ 19,793
持分法投資損益	95,064
四半期純利益	353,659

1株当たり四半期純利益	
基 本	112円30銭
希薄化後	112円28銭

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (平成20年6月30日に 終了した3ヶ月間)
営業活動からのキャッシュ・フロー	
四半期純利益	353,659
営業活動から得た現金<純額>への 四半期純利益の調整	
減価償却費	353,659
貸倒引当金及び金融損失引当金繰入額	47,142
退職・年金費用<支払額控除後>	△ 12,080
固定資産処分損	20,024
売却可能有価証券の未実現評価損<純額>	19
繰延税額	△ 17,277
少数株主持分損益	19,793
持分法投資損益	△ 95,064
資産及び負債の増減ほか	262,890
営業活動から得た現金<純額>	932,765
投資活動からのキャッシュ・フロー	
金融債権の増加	△ 2,326,976
金融債権の回収及び売却	1,870,129
有形固定資産の購入<賃貸資産を除く>	△ 354,471
賃貸資産の購入	△ 320,170
有形固定資産の売却<賃貸資産を除く>	17,572
賃貸資産の売却	91,580
有価証券及び投資有価証券の購入	△ 308,335
有価証券及び投資有価証券の売却及び満期償還	351,258
投資及びその他の資産の増減ほか	△ 34,643
投資活動に使用した現金<純額>	△ 1,014,056
財務活動からのキャッシュ・フロー	
自己株式の取得	△ 96
長期借入債務の増加	656,886
長期借入債務の返済	△ 700,888
短期借入債務の増加	593,422
配当金支払額	△ 236,196
財務活動から得た現金<純額>	313,128
為替相場変動の現金及び現金同等物に対する影響額	48,222
現金及び現金同等物純増加額	280,059
現金及び現金同等物期首残高	1,628,547
現金及び現金同等物四半期末残高	1,908,606

四半期連結財務諸表注記

1 会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法

当社は、平成11年9月にニューヨーク証券取引所に上場し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しています。

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に基づいて作成されています。なお、米国会計基準により要請される記載および注記の一部が省略されています。

また、特定の過年度の金額は、平成20年6月30日現在あるいは同日に終了した3ヶ月間の表示に合わせて組替えが行われ再表示されています。

トヨタが採用している会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則および手続ならびに四半期連結財務諸表の表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。

(1) 子会社の判定基準

米国会計基準では、連結の対象となる子会社の判定を持株基準（50%超）を基礎として行っています。日本会計基準では、持株基準による子会社に加え、支配力基準による子会社を連結の対象としています。

(2) 持分法投資損益の表示区分

日本会計基準では、営業外損益の「持分法による投資損益」として表示していますが、米国会計基準では、「少数株主持分損益及び持分法投資損益前四半期純利益」の後に区分表示しています。

(3) リース会計

米国会計基準では、リース取引に関して、米国財務会計基準書第13号「リースの会計処理（Accounting for Leases）」に準拠した会計処理を行っています。当該基準書に基づき、一定の条件に該当する賃貸取引については、販売型リースあるいは直接金融リースとして売上計上し、一定の条件に該当する賃借取引については、キャピタル・リースとして固定資産に計上しています。

(4) 未払退職・年金費用

米国会計基準では、未払退職・年金費用に関して、米国財務会計基準書第87号（以下、FAS 87という。）「事業主の年金会計（Employers' Accounting for Pensions）」、米国財務会計基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小、退職給付の会計処理（Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits）」および米国財務会計基準書第158号（以下、FAS 158という。）「給付建年金および他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理 - FASB基準書第87、88、106および132（R）号の修正（Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans - an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132（R））」に準拠した会計処理を行っています。FAS 158の財政状態の認識および開示に関する規定に従い、確定給付退職後制度の積立超過または積立不足を前払退職・年金費用または未払退職・年金費用として四半期連結貸借対照表に認識し、当該財政状態の変動は、その変動が生じた四半期連結会計期間に包括利益の変動として認識されます。また、数理計算上の差異は、FAS 87に従い、期首時点の当該残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合にのみ、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

日本会計基準では、退職給付債務に年金資産、過去勤務債務および回廊額と無関係に一定期間にわたり償却される数理計算上の差異の未認識残高を調整した金額を、前払年金費用または退職給付引当金として四半期連結貸借対照表に認識します。

(5) のれん

米国会計基準では、米国財務会計基準書第142号「のれん及びその他の無形資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」に基づき、のれんは償却せず、年1回および減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っています。日本会計基準では、のれんおよび負ののれんは、原則として計上後20年以内に定額法により償却しますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理することができます。

2 会計方針の変更

平成18年9月、米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下、FASBという。）は米国財務会計基準書第157号（以下、FAS 157という。）「公正価値測定（Fair Value Measurements）」を公表しました。FAS 157は、公正価値を定義し、公正価値の測定に係る枠組みを確立し、また公正価値測定に関する開示範囲を拡大しています。トヨタは平成19年11月15日以降に開始する連結会計年度よりFAS 157を適用しました。この基準書の適用はトヨタの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

平成18年9月、FASBはFAS 158を公表しました。FAS 158は、事業主に対し確定給付退職後制度の財政状態を貸借対照表日現在で測定することを要求しています。トヨタは平成20年12月15日以降に終了する連結会計年度よりFAS 158の測定日に関する規定を適用しました。この規定の適用はトヨタの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

平成19年2月、FASBは米国財務会計基準書第159号（以下、FAS 159という。）「金融資産および金融負債のための公正価値オプション - FASB基準書第115号の修正を含む（The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities - Including an amendment of FASB Statement No. 115）」を公表しました。FAS 159は、事業体に多くの金融商品と特定のその他の資産および負債を商品ごとに公正価値で測定することを認めており、当該公正価値の変動はその変動が生じた各会計年度の損益に計上することとなります。トヨタは平成19年11月15日以降に開始する連結会計年度よりFAS 159を適用しました。トヨタは当第1四半期連結累計期間において公正価値オプションを選択していないため、この基準書の適用はトヨタの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではありません。

3 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理

税金費用の計算

税金費用は当第1四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益に見積実効税率を乗じることで計算されています。この見積実効税率は投資税額控除、外国税額控除および見積実効税率に影響を及ぼすと考えられるその他の項目を反映しており、これには評価性引当金の増減も含まれます。

4 偶発債務

トヨタは、トヨタの製品販売にあたり、販売店と顧客が締結した割賦契約について、販売店の要請に応じ顧客の割賦債務の支払いに関し保証を行っています。顧客が必要な支払を行わない場合には、トヨタに保証債務を履行する責任が発生します。

将来の潜在的保証支払額は、平成20年6月30日現在、最大で1,512,768百万円です。トヨタは、保証債務の履行による損失の発生に備え未払費用を計上しており、平成20年6月30日現在の残高は、3,929百万円です。保証債務を履行した場合、トヨタは、保証の対象となった主たる債務を負っている顧客から保証支払額を回収する権利を有します。

トヨタは、米国で新車購入者を代表する全国的な集団訴訟の被告として他の自動車メーカーや米国・カナダのディーラー協会などとともに指名されました。

この訴えで原告は、カナダの市場向けに製造された車両の米国民への販売を被告らが結託して妨害したのは、シャーマン反トラスト法に違反するとして、当該違反行為の差し止めおよび独占禁止法に基づく3倍の損害賠償を求めています。なお、具体的な損害賠償金額は提示されていません。トヨタでは、問題ある行為はなかったと考えてはいますが、早期解決を勧告し原告側と和解契約を締結しました。現在、原告およびトヨタは、和解契約について裁判所の承認を待っており、同承認が下り次第、原告側が訴訟を取り下げ、全ての訴訟が終了する予定です。

トヨタに対して、米国における製造物責任に関する請求を含む様々な訴訟、行政手続や賠償請求が行われています。トヨタは、現時点では、これらの訴訟等に関連する賠償責任の有無およびそれに伴う損害賠償の金額を判断することができません。しかし、現時点で利用可能な情報に基づき、トヨタの財政状態、経営成績もしくはキャッシュ・フローに重大な影響を与えることはないと考えています。

欧州連合は加盟国に対し、各自動車メーカーが廃棄自動車の回収およびその後の解体とリサイクル費用を負担する法令等を制定するよう指令しました。現時点では、特に自動車メーカーの責任および結果として生じる費用負担に関し、それぞれの加盟国で制定される法令の実施面において、不確実性が存在しています。トヨタは現時点で成立している法令に基づき、見積債務を計上しています。トヨタは、指令を遵守することで重要な現金支出が必要になるとは考えていませんが、引き続き、将来の法令の制定がトヨタの経営成績、キャッシュ・フローおよび財政状態に与える影響を評価しています。

5 セグメント情報

以下に報告されているオペレーティング・セグメントは、そのセグメントの財務情報が入手可能なもので、その営業損益がマネジメントによって経営資源の配分の決定および業績の評価に定期的に使用されているものです。

トヨタの世界的事業の主要部分は、自動車および金融で成り立っています。自動車セグメントでは、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っています。金融セグメントでは、主として当社および当社の関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両および機器のリース事業を行っています。その他セグメントでは、住宅の設計、製造および販売、情報通信事業等を行っています。

以下は、平成20年6月30日に終了した3ヶ月間におけるトヨタの事業の種類別セグメント、所在地別セグメントおよび海外売上高に関する情報です。

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（平成20年6月30日に終了した3ヶ月間）

	自動車 (百万円)	金融 (百万円)	その他 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	5,715,741	356,287	143,102	—	6,215,130
(2) セグメント間の内部売上高	5,206	6,886	145,064	(157,156)	—
計	5,720,947	363,173	288,166	(157,156)	6,215,130
営業費用	5,388,602	284,039	285,204	(155,306)	5,802,539
営業利益	332,345	79,134	2,962	(1,850)	412,591

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（平成20年6月30日に終了した3ヶ月間）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,029,943	2,048,269	871,858	719,133	545,927	—	6,215,130
(2) セグメント間の内部売上高	1,630,909	42,870	44,305	79,215	82,717	(1,880,016)	—
計	3,660,852	2,091,139	916,163	798,348	628,644	(1,880,016)	6,215,130
営業費用	3,443,690	2,021,965	895,875	728,978	584,192	(1,872,161)	5,802,539
営業利益	217,162	69,174	20,288	69,370	44,452	(7,855)	412,591

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカからなります。

売上高は、外部顧客に対して販売している当社または連結子会社の所在国の位置を基礎とした地域別に集計されています。

売上高、営業費用および営業利益について、「その他」に含まれている国で個別に金額的重要性のある国はありません。

事業の種類別もしくは所在地別セグメント間取引は、マネジメントが独立企業間価格であると考えている価格で行っています。報告セグメントの損益を測定するにあたって、営業利益は売上高から営業費用を控除したものとして計算しています。

【海外売上高】

以下は、平成20年6月30日に終了した3ヶ月間におけるトヨタの本邦以外の国または地域における売上高です。

トヨタは、米国財務会計基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示 (Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information)」で要求される開示に加え、財務諸表利用者には有用な情報を提供するため、当該情報を開示しています。

当第1四半期連結累計期間（平成20年6月30日に終了した3ヶ月間）

	北米	欧州	アジア	その他	計
I 海外売上高(百万円)	2,115,360	864,660	764,507	996,671	4,741,198
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	6,215,130
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	34.0	13.9	12.3	16.1	76.3

(注) 「その他」は、中南米、オセアニア、アフリカ、中近東ほかからなります。

6 1株当たり情報

平成20年6月30日に終了した3ヶ月間の基本および希薄化後1株当たり四半期純利益の差異の調整は次のとおりです。

	金額：百万円		単位：千株
	四半期純利益	加重平均 株式数	1株当たり 四半期純利益
平成20年6月30日に終了した3ヶ月間：			
普通株式に係る基本1株当たり四半期純利益	353,659	3,149,288	112円30銭
希薄化の影響			
希薄化効果を有するストックオプション	(0)	458	
普通株式に係る希薄化後1株当たり四半期純利益	353,659	3,149,746	112円28銭

特定のストックオプションは、権利行使価格が普通株式の期中平均株価より高かったため、平成20年6月30日に終了した3ヶ月間の希薄化後1株当たり四半期純利益の計算には含まれていません。

トヨタは、米国財務会計基準書第128号「一株当たり利益 (Earnings per Share)」で要求される開示に加え、日本における財務諸表利用者には有用な情報を提供するため、以下の情報を開示しています。

平成20年6月30日および平成20年3月31日現在における1株当たり純資産額は次のとおりです。

なお、1株当たり純資産額は、連結貸借対照表の純資産額を四半期末（期末）発行済株式数（自己株式を除く）で除すことにより計算しています。

	金額：百万円		単位：千株
	純資産額	四半期末(期末) 発行済株式数 (自己株式を除く)	1株当たり 純資産額
平成20年6月30日現在	12,253,038	3,149,304	3,890円71銭
平成20年3月31日現在	11,869,527	3,149,279	3,768円97銭

平成20年6月24日に開催された定時株主総会で承認され、平成20年6月25日に効力発生した期末現金配当金の総額は236,196百万円であり、1株当たり配当額は75円です。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 7日

トヨタ自動車株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 初川 浩司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 房弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木内 仁志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ自動車株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注1、注2及び注3参照)に準拠して、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月7日
【会社名】	トヨタ自動車株式会社
【英訳名】	TOYOTA MOTOR CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡辺捷昭
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	愛知県豊田市トヨタ町1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 渡辺 捷昭は、当社の平成20年6月第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。